

景観重要樹木の指定について

○景観重要樹木とは

景観法に基づき景観行政団体の長が、景観計画（みどりと景観計画）に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内（市内全域）の良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。

○みどりと景観計画に定める指定方針及び指定基準（みどりと景観計画 119 ページ）

1 指定方針

学術的価値は高くなくとも、本市の自然、歴史、文化などからみて、樹木の樹容が景観上の特徴を有し、シンボルとなる樹木、また住民に親しまれ、愛されている樹木など、景観の視点から特に重要な価値があると認められる樹木を指定の対象とする。

2 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木

- (1) 樹高が高い又は樹形が特徴的で、地域のシンボリックな存在となっているもの。
- (2) 昔からの言伝えがあるなど、地域の歴史・文化・暮らしなどに密接に関わりがあるもの。

○指定樹木

指定番号：第1号

指定年月日：平成26(2014)年11月4日

樹種：シダレザクラ

所在地：みよし市東蜂ヶ池11
(蜂ヶ池公園内)



指定番号：第2号

指定年月日：平成30(2018)年3月27日

樹種：クスノキ

所在地：みよし市明知町上細口11-4
(南部小学校内)



○指定候補樹木

樹 種：シイノキ、クスノキ

所 在 地：みよし市西一色町×林16番地（神社境内内）

シイノキについて樹木診断を行ったところ、樹幹部については、空洞がみられるが樹勢には直接関与しておらず、空洞部自体の処置は不要である。太枝部分については、折損の可能性が高いため、枝先の剪定を行うことで、軽量化を図り太枝にかかる負担を軽減する必要があるが、次の世代に守り伝えることが重要であるという結果が得られた。

このシイノキは樹形が特徴的で、地元行政区の住民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっており、指定基準を満たしている。

クスノキについては、今後枯れ枝の剪定による、枝折れ等の危険除去の対策は必要であるものの、現在は大きな問題もなく、適正な保全を行い、よりよい状態で着実に次の世代に守り伝えることが重要であるという結果が得られた。

このクスノキは樹高が高く樹形が特徴的で、地元行政区の住民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっており、指定基準を満たしている。

